

原子炉主任技術者選任・解任届出書

原管発官 R3 第 208 号  
令和 4 年 1 月 19 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 9 号

東京電力ホールディングス株式

代表執行役社長 小早川

原子炉主任技術者を次のとおり選任、解任したので、核原料物質、核燃料物質及び  
原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 26 の規定により届け出ます。

主任技術者の選任 解任に係る発電所 所在地	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16-46			
監督に係る原子炉	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉, 6号炉, 7号炉			
選任解任年月日	( 令和4年1月14日			
	(副)			
	氏名 及び 生年月日	[REDACTED]	[REDACTED]	— —
	住 所	[REDACTED]	[REDACTED]	— —
選任した主任技術者	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)	原子炉主任技術者 [REDACTED]号 [REDACTED]	原子炉主任技術者 [REDACTED]号 [REDACTED]	— —
	職 位	[REDACTED]	[REDACTED]	— —
解任した主任技術者	氏名 及び 生年月日	— —	[REDACTED]	— —
	住 所	— —	[REDACTED]	— —
	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)	— —	原子炉主任技術者 [REDACTED]号 [REDACTED]	— —
	職 位	— —	[REDACTED]	— —
職務分担	[REDACTED]は、[REDACTED] [REDACTED]が病気、その他やむを得ない事情により、職務を遂行できない 場合に限り、原子炉の運転に関し、保安の監督を行わせる。			
選任理由	人事異動のため			
添付書類	被選任者の略歴書、原子炉主任技術者免状写			

## 被選任者の略歴

現住所 [REDACTED]

略歴※1	選任要件に該当する実務内容	実務経験※2	経験年数※3
[REDACTED]	原子炉施設の運転に関する業務	(3)	※4 —
[REDACTED]	発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務	(5)	3ヶ月
[REDACTED]	発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	(4)	
[REDACTED]	原子炉施設の運転に関する業務	(3)	2年7ヶ月
[REDACTED]	原子炉施設の運転に関する業務	(3)	3年11ヶ月
[REDACTED]	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	3年8ヶ月
[REDACTED]	発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	(4)	5年5ヶ月
[REDACTED]	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	5ヶ月
[REDACTED]	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	1年
[REDACTED]	—	—	—
[REDACTED]	—	—	—
[REDACTED]	—	—	—
[REDACTED]	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	6ヶ月
[REDACTED]	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	1年1ヶ月
[REDACTED]	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	8ヶ月
[REDACTED]	発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	(4)	3ヶ月
[REDACTED]	発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	(4)	1年
[REDACTED]	—	—	—
[REDACTED]	—	—	—
[REDACTED]	発電用原子炉施設の保守管理に関する業務	(2)	—
現在に至る	合計実務経験年数		21年9ヶ月

※1 課内異動で所掌している業務が変わる等がある場合は、グループ等の詳細を記載すること。

※2 選任要件に該当する実務経験については、以下の項目に分けて記載すること。

- (1) 発電用原子炉施設の工事に関する業務
- (2) 発電用原子炉施設の保守管理に関する業務
- (3) 発電用原子炉の運転に関する業務
- (4) 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (6) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

※3 経験年数については、※2で分けた項目ごとに記載すること。

※4 入社一年間は研修期間とするため、経験年数に含めず。

第 [REDACTED]

# 原子炉主任技術者免状

[REDACTED]  
第 [REDACTED] 回原子炉主任技術者試験  
に合格したので核原料物質、核燃料  
物質及び原子炉の規制に関する法律  
第41条第1項の規定に基づきの  
免状を交付する

文部科学大臣

中山成林



経済産業大臣

中川昭一

